



木造住宅の耐震促進および 危険ブロック塀等の撤去を支援します!!



あなたの住宅の耐震診断をしてみませんか？

昭和56年5月31日以前に建築された建築物は、現行の耐震基準を満たしていません。

全体耐震改修

補助率 1/2
上限額 115万円

①昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅(併用住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅の用途に限る。)

除却

補助率 1/3
上限額 30万円

スタート

耐震診断

補助率 10/10
上限額 13.6万円

耐震診断の結果、上部構造点が1.0未満の場合は、大地震時に倒壊の危険性があります。

部分耐震改修

補助率 1/2
上限額 1回目 70万円
2回目 45万円

①の条件のほか、65歳以上の方が住居している世帯、または身体障害者手帳の交付を受けている者を含む世帯が住居する住宅

耐震シェルター等設置

補助率 1/2
上限額 30万円

よくあるご質問

Q1: 建築年の確認はどうすればよいのですか？
A1: 建築時の建築確認通知書、検査済証、もしくは登記事項証明書、納税通知書などで確認いただけます。

Q2: 住宅の耐震改修は、どのように行うのですか？
A2: 壁の内部に筋交いなどで補強する耐力壁補強のほか、部屋の内側から構造用合板を用いて行う簡易で低コストな工法などがあります。

Q3: 経済的に耐震改修も建替えも住替えも難しい場合に、効果的な安全対策はありますか？
A3: 一部屋からできる耐震化として、耐震シェルターや耐震ベッドも補助の対象です。

Q4: 耐震診断をしなければ補助金は利用できないのですか？
A4: 耐震改修を行う場合は、耐震診断が必要です。除却および耐震シェルター等の設置の場合は、簡易耐震診断(建築に関する専門的な知識を持たない方でも行える簡易な耐震診断)を行うことで補助金を利用できます。

○詳しくは市ホームページをご覧ください。

木造住宅の耐震化を支援します



裏面へ
続きます。



あなたの所有または管理するブロック塀を点検してみませんか？

ひび割れや傾きがある場合は、
地震などにより倒壊する恐れがあります。

●補助対象者

- ①②の条件を全て満たす塀を所有または管理している方
- ①組積造または補強コンクリートブロック造で、通学路や避難経路などに接して設けられた塀
- ②高さが1m以上で専門工事業者による診断(ブロック塀の点検表)の結果、倒壊の危険があると判断された塀

スタート

ブロック塀等の
点検
(耐震診断)



1. 撤去工事
塀の全部を撤去する
工事

2. 一部撤去工事
塀の高さを1m未満
にする工事

3. 撤去後築造
塀を撤去した後に
塀を築造する工事

○ブロック塀の点検のチェックポイント

組積造の場合(れんが、石造など)

1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
2. 塀の厚さは十分か。
3. 控え壁はあるか。
4. 基礎があるか。
5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

補強コンクリートブロック造の場合

1. 塀は高すぎないか。
2. 塀の厚さは十分か。
3. 控え壁はあるか。
4. 基礎があるか。
5. 塀は健全か。
6. 塀に鉄筋が入っているか。

○詳しくは市ホームページを
ご覧ください。

補助対象メニュー	補助率	上限額
ブロック塀などの撤去等	2/3	10万円



※塀の基礎部分にかかる経費については補助対象外になります。

危険ブロック塀の撤去費等を支援します

募集期間

令和8年11月30日(月)まで

※予算に到達次第、募集期間の途中でも受付を終了します。

※令和9年2月末日までに工事等を完了し、実績報告書を提出してください。

お申込み

建築住宅課(本庁第2庁舎3階)

お問い合わせ

建築住宅課 建築係 ☎ 0259-67-7403

申請書類については、建築住宅課および各市民センターにご用意してあります。